

長浜市みどりの基本計画改定概要

計画の目的

都市緑地法第4条に基づき、まちのみどりについて将来のあるべき姿と、それを実現していくための方針や施策を明らかにするもの。

前回改定（平成23年）から10年が経過し、人口減少社会の到来等の社会情勢の変化や、都市緑地法改正への対応のため、計画の一部を改定するもの。

計画期間 令和4年度から令和13年度まで（10年間）

改定の趣旨

- ① 都市緑地法改正への対応
生物多様性に関する記述、民間との連携（Park-PFI等）
- ② 社会情勢の変化への対応
量から質への転換、コロナ後を見据えた公園利用への対応等

基本理念・基本方針

～自然・歴史・文化・人が結ぶ万緑の回廊～

- 基本方針1：みどりを「まもる」
- 基本方針2：みどりを「うみだす」
- 基本方針3：みどりを「いかす」
- 基本方針4：みどりを「つなぐ」

目標

緑地の確保

市街化区域＋用途地域面積に対する緑地の割合 8%

都市計画区域面積に対する緑地の割合 74%

都市公園などの施設の整備

市民1人あたりの都市公園面積 15.5㎡

市民1人あたりの都市公園等面積 33.9㎡

市民のみどりへの関わり

緑化活動へ参加したことがある市民の割合 28%→40%

自治会等による植樹活動 26団体→40団体

市民のみどりに対する満足度

身近なみどりの豊富さの満足度 57%→70%

生き物の豊富さの満足度 52%→70%

量的な水準は現状を維持

質的な水準は向上を目指す

具体的な施策

基本方針1：みどりを“まもる”

- ・森林の保全・育成
- ・水辺の保全
- ・広域景観形成重点区域・風致地区の指定の検討
- ・農地の保全
- ・**福良の森の保全**
- ・公園、緑地の適切な維持管理
- ・侵略的外来種の防除
- ・**竹生島や葛籠尾崎の森林の保全、育成**
- ・**早崎内湖の再生**

基本方針2：みどりを“うみだす”

- ・制度の活用によるみどりづくり
- ・公共公益施設の緑化の推進
- ・事業所内の緑化の推進
- ・道路緑化の推進
- ・神照運動公園第3期整備の推進
- ・市民活動により創出されたみどりのネットワーク化
- ・**田村駅周辺の緑化、田村山の保全**
- ・**みどり豊かな中心市街地の形成**

基本方針3：みどりを“いかす”

- ・豊公園の再整備
- ・地域の拠点となる公園の見直し
- ・感染症拡大に伴うオープンスペースの活用
- ・河川の整備と親水化
- ・史跡と一体となったみどりの活用
- ・自然体験型施設の活用
- ・ハイキングコースやビワイチコースの活用
- ・庭園文化の継承
- ・公園管理の民間活力導入
- ・**風致公園や森林公園の充実**
- ・グリーンカーテンの推進

基本方針4：みどりを“つなぐ”

- ・緑化活動の推進
- ・みどりの学習の推進
- ・まちのシンボルとなるみどりの保全
- ・情報の共有化
- ・市民、NPO、事業者、大学等との協働によるみどりづくり
- ・**公園、街路樹等の維持管理に係るボランティア支援**
- ・**山門水源の森の活用**
- ・**記念植樹等によるみどりの創出**

※ゴシック体：重点施策

重点的・先導的に取り組むみどりづくり

① 市全体を対象に取り組む施策

- ・協働によるみどりづくり（市民記念植樹等）
- ・市民ボランティアによる公園・緑地等の保全活動の推進

② 特定の地域において取り組む施策

- ・緑化推進重点地区

まちなかエリア 中心地区、田村駅周辺地区

- ・緑地保全重点地区

里山エリア 福良の森周辺地区、虎御前山・小谷山周辺地区、西野水道・古保利古墳群周辺地区、山門水源の森地区、横山丘陵地区

水辺エリア 竹生島・早崎内湖周辺地区、水鳥公園周辺地区、余呉湖周辺地区

③ 先導的に取り組むみどりづくり（検討課題）

GISを活用したみどりの現状把握、みどりの質を高める技術の導入等



市民記念植樹（イメージ）